## 【 1 開 会 】

## 司会

定刻がまいりましたので、これより会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、岡山県土木部都市局都市計 画課の花谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ対面とオンラインの併用 ということで開催させていただきます。不慣れな部分もあり、会の運営上ご 迷惑をお掛けすることもあるかもしれませんが、何卒よろしくお願いしま す。

なお、円滑な審議を行っていただく観点から、議案の審議中のパソコン操作等の対応については、事務局においてさせていただきたいと考えております。

それでは、まずはじめに新型コロナウイルス感染症対策について申し上 げます。

本会議開催にあたりましては、会場受付において、体温の測定、健康状態の確認、マスク着用の徹底、アルコール消毒液の配置、定期的な換気、レイアウトの工夫等、新型コロナウイルス感染症対策本部により示されている会議開催時の感染症対策をおこなっております。

長い時間会議室にとどまらない対策としまして、スムーズな司会進行に 努めてまいりたいと存じます。

次に、会場へお越しの皆様へ、地震発生時の行動及び避難経路について お伝えをさせていただきます。

地震が発生した場合ですが、机の下などにもぐり、揺れがおさまるまで 頭を守ってください。

揺れがおさまりましたら、ホテル従業員の誘導に従い、外へ避難してください。

なお、非常口は、そちらの出入り口を出て頂き、非常口の案内に従って 進んでいただき、階段で1Fに降りてください。

降りられましたら、正面のドアから外へ避難してください。

続いて、オンライン会議システムでご参加の皆様にお願いが2点ございます。

1点目ですが、発言者の音声が聞き取りやすくなるように、御発言の時 以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。

2点目ですが、御発言される際は、カメラに向かって挙手していただき、会長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。会長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。

次に、定足数についてですが、本日、会場及びオンラインでご出席いただいております委員及び臨時委員の方は、17名中14名でございまして、岡山県都市計画審議会条例第7条に基づく半数以上の定足数を満たしておりますことを、ご報告いたします。

それでは、ただいまから第161回岡山県都市計画審議会を開催させていた だきます。

議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせてい ただきます。

資料は全部で4種類ございます。

まず、A4版の第161回岡山県都市計画審議会議事次第と書かれた資料、次に、同じくA4版で議案集と書かれた資料、次に、A3版で右上に説明資料と書かれた資料、最後に、A3版でその他資料と書かれた資料でございます。

以上の資料がお手元に揃っておりますでしょうか。なお、資料につきましては、パソコンの画面にも表示させていただきますのでご確認ください。

それでは、開会にあたりまして、都市計画課課長の蜂谷よりごあいさつを 申し上げます。

#### 課長

おはようございます。第161回岡山県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が本日から適用されております。本日の審議会につきましても、オンラインを併用しての開催とさせていただきました。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から岡山県の都市計画行政の推進にあたり、ご助言ご協力いただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、お手元の議案集にありますとおり、 全部で2議案ございます。

まず、第1号議案は、岡山県南広域都市計画道路の変更についてでございまして、国道2号の渋滞等に起因する地域課題に対応するため、国道2号及び関連する道路に係る都市計画について、所要の変更を行うものでございます。

次の第2号議案は、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでありますが、建築基準法第51条ただし書きによる許可に関するものでございます。

また、全ての議事終了後に、その他としまして、最近の都市計画行政等についてご報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれ幅広い見地から、忌憚のないご 意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご 挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 【 2 委員紹介 】

#### 司会

続きまして、次第2の委員の紹介についてでございます。本日ご出席いただいております委員の方を、ご紹介させていただきます。

お手元の議事次第と書かれた資料2ページ目の出席者名簿をご覧ください。

岡山県商工会議所女性会副会長の干田恵様でございます。本日、会場で ご出席をいただいております。

次に、岡山大学自然生命科学研究支援センター教授の多田宏子様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、岡山県建築士会会長の塩飽繁樹様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、岡山県消費生活問題研究協議会会長の中里房子様でございます。 本日、会場でご出席をいただいております。

次に、岡山大学大学院環境生命科学研究科教授の橋本成仁様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、岡山弁護士会弁護士の中野惇様でございます。本審議会の会長を 務めていただいております。本日、会場でご出席をいただいております。

次に、岡山県立大学デザイン学部建築学科准教授の西川博美様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授の氏原岳人様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、農林水産省中国四国農政局長の山本徹弥様でございます。今回から新たにご就任いただいております。本日は、代理で、農村計画課長の新出龍峰様に、オンラインでご出席をいただいております。

次に、国土交通省中国地方整備局長の多田智様でございます。今回から 新たにご就任いただいております。本日は、代理で、企画部事業調整官の 梅田敏夫様に、オンラインでご出席をいただいております。

次に、新見市長の戎斉様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、岡山県議会議員の小倉弘行様でございます。本日、会場でご出席 をいただいております。

次に、岡山県農業会議副会長の矢谷光生様でございます。本日、オンラインでご出席をいただいております。

次に、岡山県警察本部交通部長の松田秀生様でございます。今回から新たにご就任いただいております。本日は、代理で、交通規制課長の稲田建晃様に、オンラインでご出席をいただいております。

続きまして、筋野晃司岡山県土木部長でございます。今回から新たに就 任いたしております。本日、オンラインでの出席でございます。

最後に、田中良雄岡山県土木部都市局長でございます。今回から新たに 就任いたしております。本日、オンラインでの出席でございます。

なお、本日は所用のためご欠席との連絡をいただいておりますが、岡山 市議会議長の和氣健様に、新たにご就任いただいております。

委員の紹介については、以上となります。

## 【 3 議 事 】

司会

これより、次第3の議事に入らせていただきます。

議事の進行は、審議会条例第7条の規定によりまして、会長にお願いいたします。

中野会長、よろしくお願いいたします。

# (1)署名委員の指名

会 長

それでは、議事を進めてまいります。はじめに、議事の1番目、岡山県都市計画審議会運営細則第7条の規定によりまして、署名委員の指名をさせていただきます。

署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものです。今回は、西川委員と、氏原委員のお二方にお願いしたいと思います。

(委員:異議なし)

会 長

よろしくお願いいたします。

### (2) 公開・非公開の採決

会 長

次に、議事の2番目、公開・非公開の採決についてでありますが、今回の 審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思 います。

本審議会は、岡山県都市計画審議会運営細則により、原則公開でございますが、審議会におきまして、出席されておられます委員及び臨時委員の3分の2以上の同意がある場合には、非公開とすることができるという規定でございます。

傍聴者の皆様にお願いいたします。誠にお手数ではございますが、公開・ 非公開の採決が終わるまで、退場をお願いいたします。

採決が終わり次第、その結果につきまして事務局からご連絡いたします。 今回の審議案件は、先ほどご紹介がありましたとおり、全部で2議案でご ざいます。

事務局に確認ですが、本日審議する案件等について、個人が識別される情報などは含まれていますか。

事務局

岡山県土木部都市局都市計画課の逸見でございます。

本日、ご審議いただきます案件につきましては、個人等が識別されるような情報、権利利益を害する恐れのある情報及び本審議会の公正かつ 円滑な議事運営に支障が生じるような情報はございません。

会 長

わかりました。

今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。

従いまして、本審議会は公開することとし、希望者の傍聴を許可すること としてよろしいでしょうか。異議がございます委員は、挙手をお願いしま

(委員: 異議なし)

会 長 ありがとうございました。

> 本日の審議会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可することとしま す。

会 長 また、本日の審議会中の撮影・録音についてですが、撮影・録音を不許可 とすべき特段の理由もないことから、審議会進行の妨げにならない範囲に限 り、撮影・録音を許可することとしてよろしいでしょうか。異議がございま す委員は、挙手をお願いします。

(委員:異議なし)

会 長 ありがとうございました。

> それでは、本日の審議会では進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録 音を許可することとします。

それでは、事務局は報道関係者、傍聴者を案内してください。

## (3)議案の審議

それでは、議案の審議に入ります。 会 長

> 第1号議案につきましては、国道2号の広域的な道路計画に関する内 容となり、岡山県決定以外の範囲を含みますので、岡山県都市計画審議 会運営細則第6条の規定により、本議案の関係者である、国土交通省中 国地方整備局岡山国道事務所の方から具体的な工事内容をご説明いただ きたいと思います。

事務局は誘導をお願いします。

それでは、説明をお願いします。

国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所計画課長の根津でございます。 国交省 それでは、座って説明をさせていただきます。

本日は、国の方で検討している道路計画案の説明をします。

対象区間は、昨年度までに計画段階評価という概ねのルートや構造を決定 する手続きを終えており、その手続きの中で実施したアンケートやオープン ハウス等による地域の皆さまの意見も反映して計画の検討を進めて参りまし た。

今年度につきましては、令和3年6~7月にかけて倉敷市・早島町・岡山 市における住民説明会を実施し、また10~12月にかけて、一部沿線企業 や地権者への個別に説明等を実施してきました。

本日ご説明させていただく内容でございますが、計画の経緯と都市計画変 更の手続きを進めております区間の道路計画案についてご説明をさせていた だきます。

- 5 -

まず、はじめに、経緯と今後の進め方について説明させていただきます。 対象区間である国道2号は、令和元年12月から令和2年11月まで計画段階 評価という手続きを行っており、ここで概ねのルートと構造を決定しました。この計画段階評価では、意見聴取として郵送アンケートやオープンハウスという形で沿線住民の方にご協力いただきました。その後、国の方で詳細ルートと構造を検討し、道路計画案を策定したことから都市計画手続きに入りました。都市計画手続きが終わると、新規事業採択時評価により再度検証されたうえで事業化され、詳細設計や用地買収、工事などを行い、最後に道路の開通となります。

次に、計画段階評価で議論した対象区間の道路交通課題についてご説明します。まず、はじめに、交通混雑の説明をします。対象区間では通勤・帰宅時間を中心に慢性的に渋滞が発生しています。平成30年の調査では、最大3.9kmの渋滞が古新田交差点を先頭に発生しています。なお、令和6年度に立体化が予定されている大樋橋西交差点は12kmの渋滞が発生していますが、立体化が終わった後は、これまで渋滞で詰まっていた交通が古新田交差点や古新田交差点より西側の交差点に流れ込むため、渋滞悪化が懸念されます。

次に、交通事故の状況と課題についてご説明します。対象区間では、交差点を中心として交通事故の危険性の高い箇所が連続しています。対象区間では、年間約165件の死傷事故が発生していますが、これは岡山県内の国道2号の死傷事故の4分の1となっています。一方、対象区間の道路延長は岡山県内の国道2号の10%となっているので、その他の道路と比べて事故が起きやすいのが分かるかと思います。どのような事故が多いかというと、追突事故が約8割と突出して多い状況です。追突事故は、前方の車両が減速や停止する際に発生しやすいことから、渋滞による停止・発進の繰り返しが大きな事故の要因になっていると考えられます。

次に、物流課題についてご説明させていただきます。岡山県は、山陽道、瀬戸中央道、岡山道により、中四国や京阪神地域のどちらにも近い地域であり、他の県や地域と比べて産業面における優位性が高い地域となっています。対象区間周辺では、総合流通センターなどの物流企業が多く立地しており、国道2号や早島ICを利用した産業活動が活発に行われています。一方で、総合流通センターでは国道2号の渋滞を避けるために、倉庫や企業の開始前の早朝から物流車両が到着し、倉庫周辺で待ち駐車が発生しています。また、朝夕の渋滞発生時には物流車両が渋滞に巻き込まれ、輸送時間の遅れなどの問題も発生しています。

次に、観光面の状況と課題についてご説明させていただきます。岡山県内の観光地の入込客数は、倉敷美観地区、後楽園・岡山城周辺の2箇所が最も多く、主要な観光地となっています。現在は、これら2箇所の観光地間の移動時間にばらつきが大きい状況であり、移動の予定の立てにくい状況であり、観光地の周遊を妨げる要因となっています。

計画段階評価には、その決定に地域の声を反映することを目的としてアンケート調査を実施していますので、その結果をご説明します。アンケートの

質問は大きく2つであり、1つ目は前のスライドまでにご説明した交通問題をどのように感じているかをお聞きしました。渋滞問題については約9割の方が感じており、事故や産業、観光の問題も全て7割以上の方が感じているということが分かりました。そのため、これらの問題を解決するような対策案を検討することとしました。2つ目の質問としては、複数ある対策案から1つに決定する際に重視すべき事項をお聞きしました。結果としては、渋滞、事故、産業、観光の問題を解消することのほか、工事中に工事規制の影響が小さい対策が多く望まれている結果となりました。

次に、計画段階評価において行った対策案の比較結果についてご説明します。平面拡幅案、部分立体案、連続立体案の3案を対策案として設定し、効果の大きさや、自然環境への影響など道路整備を行うにあたって配慮すべき事項の視点で比較評価を行いました。その結果、案②の部分立体が他案に比べ相対的に優れていることを確認しました。なお、部分立体案は、アンケート結果で要望の多かった、渋滞緩和、交通事故削減、産業活動支援、工事中の影響軽減についても3案の中で総合的に最も優れている案となっています。

ここからは、計画段階評価以降に詳細に道路計画案を検討した結果を説明します。まず、道路計画を行うにあたっての基本条件についてご説明します。道路計画として、道路の規格や幅員などを決めますが、その際に道路構造令という道路基本構造の一般的な基準が定められた政令に従うことで、交通の走行性や安全性を確保した計画となるように検討しています。検討の結果、部分立体区間の車線数は交通状況を踏まえて本線が4車線、側道が2~4車線としています。登り下りの勾配は道路構造令の規定に従って基準を満たすような勾配設計を検討しています。側道部と同じ高さに戻った位置から、側道部への分岐や側道部からの合流が可能な区間となりますが、車が安全に合流・分岐できるための区間距離も道路構造令に基準があるため、この基準を満たさない場合は、二か所の交差点を連続した立体化する連続立体構造としています。今回の対象区間では、古新田交差点から妹尾東交差点、早島中交差点から長津交差点の二箇所が連続立体構造となります。

次に、立体交差点とはどのようなものか、身近な場所の写真を使ってご説明します。まず、側道2車線の部分立体ですが、倉敷市中島の国道2号倉敷立体が同じような構造となっています。側道4車線の部分立体は、岡山市北区青江の国道2号が同じような構造となっています。立体交差点の間は平面6車線になります。

道路計画の全体のまとめですが、対象区間10kmにおきまして岡山市から倉敷市にかけて、各交差点で立体化する計画になっております。交差点ごとに立体化して交差点と交差点の間は現状と変わりありません。今回の都市計画の変更においても、各交差点の前後につきましては、先ほどのとおり高架部となりますので、都市計画区域が広がる構造にはなりますが、それ以外の都市計画区域は現状と変わりありません。

説明の最後として、今後の道路完成までの一般的な流れについてご説明します。冒頭でも説明したとおり、本日の都市計画審議会も含めた都市計画手

続きが終わりますと新規事業採択時評価を経て事業化されます。その後は事業説明会を開催し、測量・地質等の調査を踏まえた詳細構造の設計を行い、設計に関する説明会を行います。次に用地に関する幅杭打設や調査を行い、用地補償の説明会、用地売買や補償手続き、工事という順に進み、最後に道路完成となります。なお、本日お示しする道路計画案については、地域の皆様からのご意見及び道路計画の専門的見地からの検討を踏まえ、詳細なルート・構造の検討を行ってきました。本計画は、今後、詳細な測量調査・設計、関係者との調整等により、細部を決定していきます。

なお、参考として、国道 2 号における現在の各交差点の状況写真を添付していますので、合わせてご確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局に第1号議案の説明を求めます。

事務局

都市計画課の逸見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案であります、岡山県南広域都市計画道路の変更についてご説明いたします。

右上に説明資料とありますA3の資料、1ページ目をお開きください。 資料左上の岡山県南広域都市計画道路の概要についてご説明いたします。 先ほど岡山国道事務所より説明がありました国道2号を、位置図に、黒い 太線で示しております。

国の事業予定区間は、図面中央上側の赤色と黒色の太枠で旗揚げしている 区間で、そのうち、今回、県が都市計画道路の区域の一部を変更する区間を 赤色で示しております。

都市計画道路としての名称は、左側から、倉敷市域は3・2・3西田中島阿賀崎線、早島町域は3・2・早201バイパス線、岡山市及び瀬戸内市域は3・2・1新岡山国道1号線となっております。

これらの路線の都市計画の決定権者については、倉敷市、早島町、瀬戸内市域については岡山県が、岡山市域は政令市である岡山市が決定権者となります。

また、3・2・早201バイパス線の区域の変更に関連して、接続している道路、図面では青色の①としております3・3・25早島大砂線及び青色の②としとおります3・3・早303早島駅前線の都市計画についても、区域の一部が変更となります。

続いて、資料左下の現行の都市計画をご覧ください。

各路線の都市計画決定の経緯と内容についてご説明いたします。

はじめに、3・2・3西田中島阿賀崎線でございます。

本路線は、昭和43年に西田中島線として当初の都市計画決定を行い、その後、名称などの変更を経て、平成13年の変更を最後に現在に至っており、区

域として延長が約17,500m、幅員は36.0mなどを決定しております。

次に、資料右上の3・2・早201バイパス線でございます。

本路線は、昭和44年に当初の都市計画決定を行い、その後、昭和45年の幅員などの変更を最後に現在に至っており、区域として延長は約2,910m、幅員は32.0mなどを決定しております。

次に、資料右下の3・2・1新岡山国道1号線でございます。

本路線は、昭和41年に当初の都市計画決定を行い、その後、区域などの変更を経て、平成5年の変更を最後に現在に至っており、区域として延長は約31,430m、幅員は32.0mなどを決定しております。

なお、全延長のうち、岡山市域が約29,250m、瀬戸内市域が約2,180mとなっております。

次に、資料2ページ目左上の3・3・25早島大砂線でございます。

本路線は、昭和44年に三軒地中庄線として当初の都市計画決定を行い、その後、名称などの変更を経て、平成23年の変更を最後に現在に至っており、区域として延長は約3,320m、幅員は22.0mなどを決定しております。

最後に、資料左下の3・3・早303早島駅前線でございます。

本路線は、昭和42年に中央線として当初の都市計画決定を行い、その後、 名称などの変更を経て、平成6年の変更を最後に現在に至っており、区域と して延長は約1,060m、幅員は22.0mなどを決定しております。

それでは、資料右上をご覧ください。

各路線の変更理由及び変更内容ついてご説明いたします。

都市計画道路3・2・早201バイパス線及び3・2・3西田中島阿賀崎線の変更 理由につきましては、供用後の交通量の増加などに起因する渋滞の発生な ど、社会情勢の変化に伴い生じた地域課題を解消するため、事業化を見据え て検討した結果、立体交差構造が必要となったことから、都市計画について 変更するものでございます。

変更内容としましては、構造形式に嵩上式を追加し、区域を一部変更するとともに、バイパス線については、車線の数として6車線を追加します。

車線の数につきましては、平成10年の都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正により都市計画を決定する内容の1つとして追加されたことから、それ以前に決定されている都市計画を変更する場合は、改めて、追加する必要がございます。

バイパス線につきましては、昭和45年を最後に、都市計画を変更していないことから、今回の変更にあわせて、車線の数を追加するものでございます。

次に、都市計画道路3・3・25早島大砂線及び3・3・早303早島駅前線の変 更理由につきましては、バイパス線の区域の変更に伴い、区域及び延長を変 更するものでございます。

変更内容としましては、早島大砂線の延長を約3,300mに、早島駅前線の延長を約1,040mに変更するとともに、早島駅前線の車線の数として4車線を追加します。

最後に、都市計画道路3・2・1新岡山国道1号線の変更理由につきまして

は、今回、岡山市が岡山市南区妹尾から南区古新田における道路の構造形式及び区域の変更並びに車線の数の決定を行うことに併せまして、瀬戸内市域の都市計画についても変更するものでございます。

変更内容としましては、車線数として4車線を追加します。

続いて、資料の右下をご覧ください。交差構造の概要①ついてご説明いた します。

工事完成後の交差構造のイメージ図になります。

現在の道路は6車線の平面構造ですが、信号のある交差点については、中央4車線を立体交差とし、その両側に側道を設けることで、本線の信号をなくす計画でございます。

イメージ図の青の点線で囲まれる区域が、現在、都市計画決定している区域で、交差点の立体交差に伴い、構造上、道路の全体幅員を変更する必要が生じたことから、赤枠の区域を都市計画道路として追加するものでございます。

続いて、資料3ページ目上段の交差構造の概要②をご覧ください。

これは、早島町域及び倉敷市域で交差点が立体交差となる区域の標準断面図になります。

左は、変更前の6車線の平面構造における標準断面図となっております。

右は、変更後の中央4車線を立体交差とし、その両側に側道を設ける標準 断面図となっており、上段が側道2車線の場合、下段が側道4車線の場合で ございます。

今回計画している都市計画道路の幅員につきましては、道路構造令の規定等に基づき、車道幅員を3.5m、歩道幅員を3.5m等としております。

変更後の標準横断図で、赤色の部分が、今回追加する区域となります。 資料下段の都市計画の変更手続きについては、最後にご説明いたします。 それでは、資料4ページ目箇所毎の変更内容の概要をご覧ください。 ここからは、交差点毎に、具体的な変更内容についてご説明いたします。 図面の①と②が早島町域、③~⑥が倉敷市域の交差点でございます。 それでは、①から順にご説明いたしますので、この図面とあわせてご覧く ださい。

資料5ページ目箇所毎の変更内容の概要①無津交差点をご覧ください。 上段に平面図、中段に縦断図、下段に標準断面図を示しております。

上段の平面図のうち、青色は現状の都市計画の区域、赤色が追加する区域を示しております。

中段の縦断図のように、無津交差点を立体交差とする計画でございまして、下段の標準断面図のように中央の4車線が立体交差となり、その両側に側道を設けます。

幅員につきましては、3ページでご説明いたしました、側道2車線の場合 と同様、道路構造令の規定等により定めております。

なお、上段平面図のうち、無津交差点の東側、右側に追加する区域、赤色 の部分が大きく広がっているのは、交差点を立体交差とすることに伴い、こ の部分で切土法面が必要となることから、法面部分についても都市計画の区 域に含めているためでございます。

それでは、資料6ページ目②早島中交差点、長津交差点をご覧ください。 早島中交差点と長津交差点については、交差点間の距離が短く、それぞれ を単独で立体交差することが困難なことから、中段の縦断図のように、二つ の交差点を連続立体交差とする計画でございます。

また、本区間は、連続立体に伴う側道の交通量等の関係から、側道が4車線となっております。

幅員につきましては、3ページでご説明いたしました、側道4車線の場合 と同様、道路構造令の規定等により定めております。

なお、上段の平面図のうち、長津交差点の北西側、左上側で追加する区域、赤色の部分が大きく広がっているのは、山陽自動車道から合流するランプ部分の外側に歩道が必要となることから、ランプ部分についても都市計画の区域に含めているためでございます。

それでは、資料7ページ目③西田交差点をご覧ください。

上段の平面図のうち、右側の金田口交差点については、瀬戸中央自動車道がすぐ東側、右側に位置する影響で、立体交差とすることが困難でございます。

このため、金田口交差点の南側、下側に青い線で示しております都市計画道路、駅前バイパス線を西側、左側の西田交差点側に付け替えて交差点を集約することで、西田交差点のみを立体交差とする計画でございます。

なお、駅前バイパス線等の都市計画については、倉敷市及び早島町が決定 権者となり、県の都市計画変更と同時に変更の手続きが行われております。 それでは、資料8ページ目④加須山交差点をご覧ください。

加須山交差点についても、単独で交差点を立体交差とする計画でございます。

なお、平面図の西側、左側に、一部黄色の着色がありますが、これは次の 区間の影響がここまで及んでいるものであり、次ページでご説明いたしま す。

それでは、資料9ページ目⑤生坂二日市線関連をご覧ください。

こちらについては現状では交差点はありませんが、現在、倉敷市において、本箇所の北側、上側に接続する生坂二日市線の整備を行う計画であり、この計画に一部変更があることから、併せて本路線の都市計画の変更を行うものでございます。

上段の平面図をご覧ください。

本路線の北側、上側に接続する赤い線が、変更後の生坂二日市線の計画で、交差点の位置が東側、右側に移動しております。また、交通量等についても、改めて検討した結果、本路線の側道部分について、変更前の計画では必要であった左折レーンを、今回、削除することとしております。

これらにより、本路線の都市計画についても、都市計画を削除する区域が生じたものでございます。

それでは、資料10ページ目⑥新田交差点をご覧ください。

新田交差点についても、単独で交差点を立体交差とする計画でございま

す

なお、平面図をご覧いただきますと、追加する区域、赤色の部分が交差点の東側、右側や西側、左側にも広がっておりますが、これは本箇所の両側が既に立体交差となっており、これを踏まえて側道からの合流や分流を計画する必要があることから、区域が広がっているものでございます。

最後になりますが、資料3ページ目下段の都市計画の変更手続きをご覧く ださい。

都市計画の変更手続きとしましては、令和3年3月に、倉敷市及び早島町から①の都市計画の変更案の申し出があったことから、②の都市計画の原案の作成を行い、③の都市計画の原案の縦覧を、倉敷市域及び早島町域についは令和3年5月14日から28日まで、瀬戸内市域については令和3年8月4日から18日まで行っております。

原案の縦覧では4名から意見書の提出があり、この内の1名が、7月に行われた④の公聴会で公述をしております。

意見書や公聴会での意見としては、具体的な工事等の実施内容に関わるものが主で、事業の実施段階で、事業予定者において対応されるべきものであることから、これらのご意見を事業予定者へ伝えたうえで、⑤の都市計画の案を作成し、令和3年9月より、⑥の関係機関との協議や、⑦の関係市町への意見聴取を行っております。

その後、令和3年12月から、®の都市計画の案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本日の審議会におきましてご承認いただきましたら、国土交通大臣に同意協議を行い、令和4年月2月下旬を目途に、 ⑩の都市計画の変更、告示を行う予定としております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

オンラインでご出席の皆様は、挙手の上、指名するまでお待ち頂き、ミュートを解除の上、発言してください。

(委員:意見なし)

会 長 ご意見、ご質問もないようです。

第1号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。異議がございます委員は、挙手をお願いします。

(委員:異議なし)

会長ありがとうございました。

ご異議がないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり承認 することと決定いたします。

それでは、岡山国道事務所の方は退場をお願いします。

続きまして、第2号議案の審議に入ります。

第2号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

### 事務局

それでは、第2号議案であります産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

これは、産業廃棄物処理施設の建築許可にあたり、その敷地の位置が、都市計画上支障がないかということにつきまして、本審議会で審議していただくものでございます。

資料の11ページ目をお開きください。

はじめに、都市計画審議会に付議する理由についてご説明いたします。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされております。

ただし、都市計画決定がなされていない場合におきまして、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築増築が可能となると定められております。

今回ご審議いただきます案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令に掲げられる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設に該当しますが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長より、県の都市計画審議会に対して議案として付議するよう依頼があったものでございます。

左側中段の点線四角囲いの中には、建築基準法や廃棄物処理法などの関連する法律の条文を抜粋したものを記載しておりますが、その一番下の青文字廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とはをご覧いただきますと、廃棄物処理法施行令の第7条には、施設の種類ごとに処理能力の数値が定められており、これを超える能力を有する施設は産業廃棄物処理施設となります。

今回の施設については、処理能力がこの施行令の数値を超えており、産業 廃棄物処理施設に該当いたします。詳細はこの後ご説明いたします。

次に、左下の産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図についてご説明いたします。

まず、一番左の計画者が、産業廃棄物処理施設の建築許可を、特定行政庁である倉敷市長に申請いたします。

そこで、市が都市計画との整合などを確認し、建築に係る技術的な審査を 行います。

その後、倉敷市の場合は、市の都市計画審議会に諮り、その妥当性を審議 しており、その結果、妥当であると答申を受けたものについて、市より県の 都市計画審議会へ付議依頼されたものでございます。

本日の審議にて、ご承認いただきましたら、特定行政庁が計画者に建築許

可を出すという流れとなっております。

資料右上の位置図をご覧ください。

今回の案件について、敷地の位置を赤い丸印で示しております。

位置は、倉敷市水島川崎通1丁目14番1で、用途地域は工業専用地域でございます。

資料右下の設置する施設の概要をご覧ください。

事業者はJFEスチール株式会社、主要施設は産業廃棄物処理施設である中間処理施設であり、新設の焼却施設、敷地の面積は約2万3千7百㎡でございます。

処理能力ですが、汚泥は一日あたり94.5t、廃油は一日あたり80.7t、廃プラスチック類は一日あたり48.7t、一時間あたりの処理能力は、それぞれ3,937kg、3,362kg、2,029kgであり、施設の稼働時間は24時間運転でございます。

この処理能力が、先ほど資料左側の青文字廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とはでご説明いたしました、廃棄物処理法施行令に掲げる処理能力を超えておりますので、この施設は産業廃棄物処理施設に該当いたします。

右下の図は、今回の焼却施設の燃焼炉のイメージ図になります。

それでは、資料の12ページ目左上、都市計画上の観点をご覧ください。

今回の施設が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、都市計画上の観点として、2つあげております。

1点目は、当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合ということで、敷地及び周辺の用途地域の指定状況、敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無、災害ハザードエリア、さらには学校・病院・公園など不特定多数の人が集まる施設との位置関係についてでございます。

2点目は、都市環境への影響ということで、今回の施設に起因する搬出入 車両の増加に伴う交通への影響はどうか、また、生活環境影響調査等による 評価はどうか、という観点でございます。

まず、最初の視点①当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合について、資料右上でご説明いたします。資料左側下段の付近見取図と併せてご確認ください。

敷地及び周辺の用途地域の指定状況でございますが、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、住居系の用途地域、付近見取図では緑色や黄色のエリアも近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。

次に敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無ですが、当該敷地及び 周辺には、風致地区や景勝地はございません。

次に災害ハザードエリアですが、当該地区は、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンには該当していません。

次に、学校、病院、公園などとの位置関係ですが、付近見取図のとおり、 当該敷地は、学校などの不特定多数の人が集まる施設から離れており、影響 がない位置関係にあると考えられます。 よって、既存の都市計画等との整合に問題はないと考えております。

それでは、もう一つの観点、資料の右側中段の②都市環境への影響をご覧 ください。ここでは搬出入車両の増加に伴う交通への影響および生活環境影 響調査による評価の2点について、検討しております。

まず、搬出入車両の増加に伴う交通への影響でございますが、今回の施設 への搬出入に関する車両台数は、施設の処理能力から、1日当たり、大型車 で12台、小型車で22台、計往復で34台を想定しており、走行ルートである国 道430号における現況交通量約1万4千台と比較して非常に少ないことか ら、道路交通への支障となるような影響はないと考えられます。

次に、生活環境影響調査による評価でございます。

周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を 実施し、これについて、倉敷市の環境部局において技術的な審査を行ってお り、問題ないと判断されているものでございます。

よって、都市環境への影響についても問題はないと考えております。

なお、今回事業者が実施した生活環境影響調査の項目と調査・予測結果、 及び評価を資料右側下部に記載しておりますので、ご覧ください。

環境部局による技術審査の結果では、大気汚染につきまして、施設の稼働 に係る大気質の長期評価の結果は、いずれの項目も環境基準等を満足してい る、短期評価においては現況非悪化であり、本事業実施による大気質への影 響は軽微である、悪臭につきまして、すべての項目で規制値に適合してい る、水質、処理水の放流に伴う水質変化の程度はごく僅かであり、本事業実 施による水質への影響は軽微であると評価されております。

結論といたしまして、事務局としては、当案件は、その敷地の位置が、都 市計画上支障がないものと考えております。

第2号議案の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございまし たら、ご発言いただきたいと思います。

> オンラインでご出席の皆様は、挙手の上、指名するまでお待ち頂き、ミュー トを解除の上、発言してください。

(委員:意見なし)

会 長 ご意見、ご質問もないようです。

> 第2号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませ んか。異議がございます委員は、挙手をお願いします。

(委員: 異議なし)

ありがとうございました。 会 長

ご異議がないようですので、第2号議案につきまして、原案どおり承認す

- 15 -

ることと決定いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。

## 【 4 その他 】

司会

皆様には、ご審議をいただきましてありがとうございました。 それでは、次第の4その他としまして、最近の都市計画行政等について、 ご報告をさせていただきます。

事務局

土木部都市局建築指導課の川内と申します。

お手元の、A3で右上にその他資料と書かれた資料をご覧ください。

その他最近の都市計画行政等として、災害ハザードエリアにおける50戸連 たんによる開発許可の厳格化につきまして、資料の左上から順にご説明させ ていただきます。

まず、50戸連たん制度の概要についてであります。

50戸連たん制度は、市街化を抑制する区域である市街化調整区域において、開発許可権者が条例で指定する区域内で行う、自己用住宅の建築のための開発行為について、特例的に開発を許可しているものであります。

この条例で指定する区域は、右の図のように、敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している、建築物が50以上連たんしている区域となっております。

なお、市街化調整区域を有する市町と開発許可権者の表に記載のとおり、 県では、総社市、赤磐市及び早島町の区域を所管しております。

次に、都市計画法の改正による災害ハザードエリアにおける開発抑制についてであります。

頻発・激甚化しております自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和2年6月に、都市計画法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制の一環として、令和4年4月1日から、条例で指定する50戸連たんによる開発許可の対象となる区域から、災害ハザードエリアを除外することとされました。

災害ハザードエリアには、下の表にありますように、災害危険区域などの 災害レッドゾーンと、土砂災害警戒区域や浸水ハザードエリアといった災害 イエローゾーンのエリアがあります。

この中で、特に影響が大きい浸水ハザードエリアは、水防法の浸水想定区域のうち、想定浸水深が3メートル以上の区域が目安とされており、表の下の※印にありますように、法規定では、想定最大規模降雨、いわゆるレベル2の瀬戸内地域において過去に観測された最大の降雨の想定浸水深とすることが原則とされていますが、経過措置により、当分の間は、計画降雨、いわゆるレベル1の河川整備の基本となる降雨とすることも認められております。

お手元の資料の右側をご覧ください。岡山県の対応についてであります。

県では、この法改正を受け、昨年12月に条例を改正し、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3メートル以上の区域を浸水ハザードエリアとして、 条例で指定する区域から除外することといたしました。

ただし、市街化調整区域の大部分が、主要な河川の流域に位置している本県の地形的特徴から、激変緩和の措置として、条例の施行日である令和4年4月1日から2年間は、計画降雨に基づく想定浸水深を適用することとしております。

最後になりますが、下の図は、総社市中心部の状況となっております。 左側に水防法の浸水想定区域を、右側にこれを基に指定した浸水ハザード エリアの区域を、それぞれ示しております。

上の段が、令和4年4月1日から適用する計画降雨による区域を示しており、左の図の中で、四角で囲った想定浸水深が3メートル以上である区域のうち、市街化調整区域内の部分について、右の図の水色の区域のとおり、浸水ハザードエリアに指定しております。

また、下の段の想定最大規模降雨の場合についても同様に、想定浸水深が 3メートル以上の区域を、水色の区域のとおり、浸水ハザードエリアとして 指定し、2年後の令和6年4月1日から適用することとしております。

なお、県が所管しております総社市・赤磐市及び早島町の区域図は、県及び各市町の窓口で縦覧できるほか、建築指導課のホームページに掲載し、県民や関係事業者の皆様へお知らせしているところであります。

ご説明は以上となります。

司会

ありがとうございます。それでは、最近の都市計画行政等についてのご報告を終わります。

# 【5閉会】

司会

以上をもちまして、予定しております案件は全て終了いたしました。委員の皆さま、この他に何かございますでしょうか。

(委員:意見なし)

司会

ありがとうございます。それでは、これをもちまして第161回岡山県都市 計画審議会を閉会いたします。

皆さま、本日は、誠にありがとうございました。